ロ　当該特定法人公社債に係る債務につき当該対象者等同族会社が保証を行うこととされている契約（ハに掲げる契約を除く。）

ハ　当該特定法人公社債に係る債務につき保証人が保証を行う場合における当該保証に係る求償権を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

二　対象者等が特定法人公社債（特定法人が発行する公社債をいう。以下この号及び次号において同じ。）の利子の支払を受ける場合において、特定株主等（法第三条第一項第五号に規定する支払の確定した日において当該特定法人公社債を発行した特定法人の株主（以下この号において「特定法人株主」という。）又は当該特定法人株主と特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該特定法人株主その他の財務省令で定める者をいう。）が対象者等同族会社から同族会社公社債の利子の支払を受けるときにおける当該特定法人公社債につき次に掲げる契約が締結されていることにより、当該対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

イ　当該特定法人公社債に係る債務を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

ロ　当該特定法人公社債に係る債務につき当該対象者等同族会社が保証を行うこととされている契約（ハに掲げる契約を除く。）

ハ　当該特定法人公社債に係る債務につき保証人が保証を行う場合における当該保証に係る求償権を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

三　前二号に掲げる場合のほか、特定法人公社債又は同族会社公社債に係る債務の弁済に関する契約、当該特定法人公社債に係る債務の保証に関する契約その他の契約の内容その他の状況からみて、対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

7　第三項及び第四項の規定は、前項第二号に規定する特殊の関係のある法人について準用する。この場合において、第三項中「法第三条第一項第四号及び第五号に規定する政令で定める」とあるのは「第六項第二号に規定する」と、同項第一号中「法第三条第一項第四号又は第五号」とあるのは「第六項第二号」と、「対象者」とあるのは「特定法人株主」と、同項第二号及び第三号中「対象者」とあるのは「特定法人株主」と読み替えるものとする。

第四条の三第一項第二号中「に掲げる」を「又は第五号に掲げる」に改め、同条第四項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四条の六の二第三十六項中「第三十七条の十四の二第二十八項から第三十項まで」を「第三十七条の十四第四十二項から第四十四項まで」に改める。

第四条の七の二第一項第一号中「又は同項第二号」を「、同項第二号に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び同条第二十四項に規定する外国投資信託又は法第九条の四の二第一項第三号」に、「（次号」を「（同号」に改め、同項第二号中「又は」を「当該証券投資信託等が同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの）又は」に改める。

第五条の二の二中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第九条の八第一項の金融商品取引業者等は、同条第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等（次項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）につき法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収した所得税を納付する場合には、所得税法第二百二十条の規定にかかわらず、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添付しなければならない。

3　前項の場合において同項の金融商品取引業者等は、第二十五条の十三の六第一項の規定により備え付ける帳簿に、前項の非課税口座内上場株式等の配当等の額及び当該非課税口座内上場株式等の配当等について法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収した所得税の額に関する事項を明らかにしなければならない。

第五条の三第三項中「額が」を「額及び法第十条第四項の規定により控除をすべき金額が」に、「の額を」を「の額及び同項の規定による控除をすべき金額を」に、「に法第十条第七項」を「に同条第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第二号中「第七項第二号」を「第六項第二号及び第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「並びに法」の下に「第十条の二第一項、」を加え、「第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項」を「第十条の五第三項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に改め、「第十条の五の五第三項」の下に「、第十条の五の六第三項及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に、「同条第八項第二号」を「同条第八項第三号」に、「適用年（以下この条」を「対象年（以下この項」に、「「適用年」を「「対象年」に、「法第十条第八項第三号」を「同号」に、「の計算」を「（第十五項において「比較試験研究費の額」という。）の計算」に、「、基準年から適用年」を「、基準年から対象年」に、「試験研究費の額は、次」を「試験研究費の額（同条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）は、次」に改め、同項各号中「適用年」を「対象年」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「、適用年」の下に「（同項第二号に規定する適用年をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同号」を「同条第八項第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第十二項第二号、第十四項」を「第九項第二号、第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の二項を加える。

14　法第十条第八項第九号に規定する政令で定めるものは、他の者に委託する試験研究のうち国外において行われるもので、医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に係る試験研究で当該医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められるものとして財務省令で定めるものに限る。）に関するもの以外のものとする。

15　法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年において、当該個人の比較試験研究費の額が零である場合には、同項に規定するその年分の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に該当しないものとする。

第五条の四を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の四　法第十条の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

2　法第十条の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、その年分の同号に規定する控除対象特別試験研究費の額のうち次項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる試験研究に係る同条第二項第二号に規定する控除対象特別試験研究費の額に相当する金額（以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。）とし、同条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、その年分の同項第一号に規定する控除対象特別試験研究費の額（当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうち次項第三号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究に係る同条第二項第二号に規定する控除対象特別試験研究費の額に相当する金額とする。